

胎内市不妊治療費助成事業のご案内

胎内市では不妊治療を行っている夫婦に対し、治療にかかる自己負担額に対して助成を行います。
治療を開始した方や申請を予定している方は、助成申請前に健康づくり課へご連絡をお願いします。

《対象者》

以下の全てに該当する方が対象者となります。

- ・不妊治療が必要であると医師に診断され、日本国内の医療機関で治療を受けた方
- ・夫婦の両方が治療期間及び申請日において胎内市に住所を有する方
- ・治療開始時点において、法律上の婚姻をしている夫婦
- ・市税等の滞納のない方

※転入の場合は、転入日以後に受けた治療が対象となります。

《対象となる治療》

医師が認める不妊治療

- ・タイミング法 ・排卵誘発法 ・人工授精 ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療 等

《助成内容》

不妊治療にかかる費用（保険診療費の一部負担金及び保険適用外医療費の自己負担分）

※付加給付や高額療養費等の支給を受けられる場合は、自己負担額からそれらを差し引いた額が対象となります。

※高額療養費の対象となる場合は、助成申請前にご自身が加入する健康保険の高額療養費の支給を必ず受けてください。

＜助成の対象とならない費用＞

- ・出産にかかる費用 ・処方箋によらない医薬品の費用
- ・入院時の差額ベッド代、食事代、病衣使用料、文書料その他治療に直接関係のない費用 等

《助成期間》

申請のあった年度(4月1日～翌3月31日)あたり下記の助成額を限度とし、**通算5年度**助成します。治療が終了した日から**6か月以内**に申請してください。

※一般不妊治療および男性の不妊治療については**令和7年4月1日以降**の治療が助成対象となります。

《助成額》

治療の内容によって、助成限度額が異なります。(男性不妊治療も含む)

- ・生殖補助医療…年度あたり上限15万円

(体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術))

- ・一般不妊治療(上記以外の不妊治療(タイミング法、人工授精等))…年度あたり上限8万円

※生殖補助医療と一般不妊治療の両方を行った場合は、年度あたり上限15万円となります。

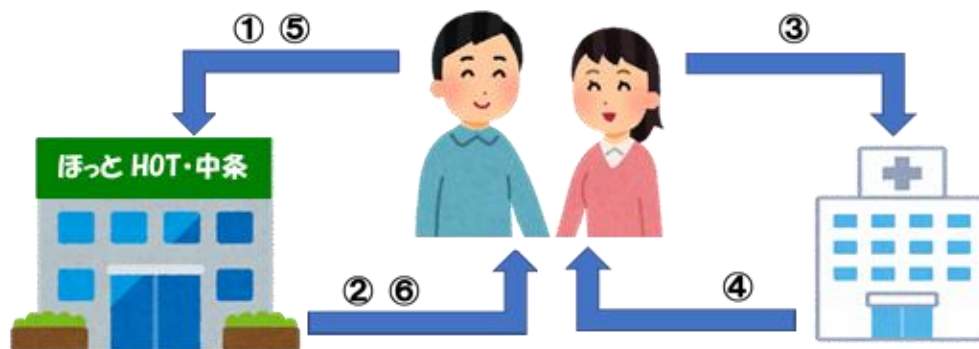
《必要書類》

- 胎内市不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- 胎内市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- 医療機関等で支払った領収証及び診療明細書の原本
（申請時にお預かりし、コピーを取った後に返却します）
- 振込先口座のわかるもの（申請者本人の通帳またはキャッシュカード）

＜該当のある方のみ追加で必要な書類＞

- 高額療養費及び付加給付の支給がある場合はその決定通知書の写し
- 他の自治体等で助成を受けた場合はその決定通知書の写し
- 夫婦で住所が異なる場合は戸籍謄本（発行から概ね1か月以内のもの）

《申請から助成までの流れ》



- ① 健康づくり課子育て応援係（ほっと HOT・中条内）に助成申請の連絡をしてください。
- ② 申請書類をお渡しします。
- ③ 治療終了後、医療機関へ胎内市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)を提示し、証明を受けてください。
- ④ 医療機関が証明書を交付します。（証明書作成にかかる費用は申請者負担です）
※医療機関によって、証明書作成に数か月かかる場合がありますので、早めに依頼してください。
- ⑤ 健康づくり課子育て応援係に必要書類を添えて申請書を提出します。
※高額療養費の対象となる場合は、助成申請前に健康保険の高額療養費の支給を受けてください。
※治療終了後、6か月以内に申請してください。
- ⑥ 健康づくり課子育て応援係で提出書類を確認後、決定通知書を送付し、助成金を振り込みます。

《申請・問い合わせ》

胎内市 健康づくり課 子育て応援係（胎内市西本町11-11 ほっと HOT・中条内）
☎0254-44-8680

この治療費に関して確定申告で医療費控除を受ける場合は、助成額を差し引いて申告しなければなりません。
必ず市の助成決定通知書のコピーを添付し、助成を受けたことを申し出てください。